

1.3 フランス

フランスの政府記録管理は文化コミュニケーション省の SIAF (Service interministériel des Archives de France (フランス省庁間アーカイブズ局)) 及び中央公文書館である AN (Archives Nationales (フランス国立公文書館)) が担っている。

フランスの評価選別に関する特色としては、SIAF の政府記録に関する専門官 (ミッションネール) を各政府機関に派遣し、現用文書の管理や評価選別等の実務に当たらせることが挙げられる。

フランスにおける評価選別の概要を図 1-10 に示す。

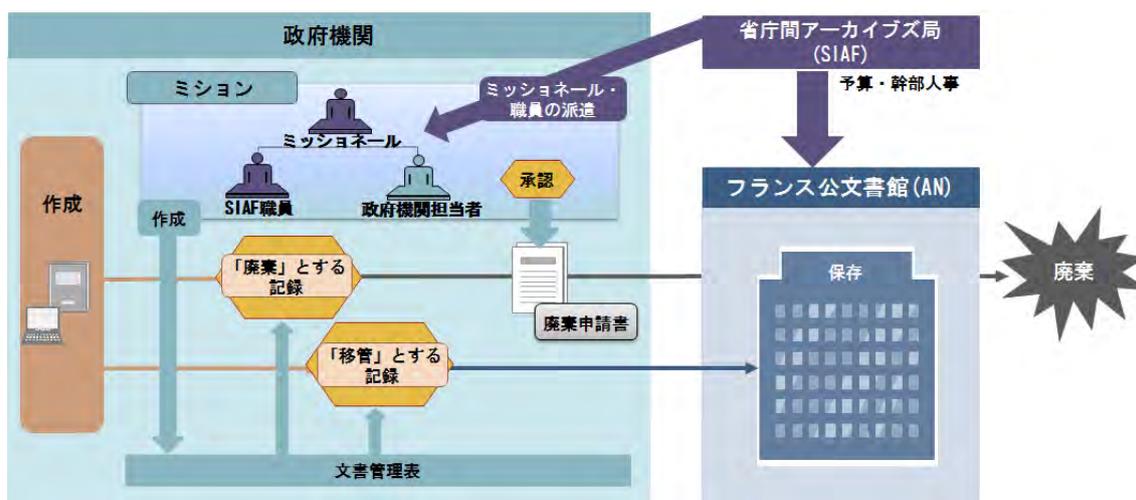


図 1-10 フランスにおける評価選別システム

1.3.1 公文書管理担当機関及び公文書館の組織・体制

フランスの政府は、大統領をトップに構成され、大統領が首相を任命するとともに、大臣を首相の提案に基づき任命している。各省やその組織は、大統領又は首相のデクレ (政令) 及び大臣のアレテ (省令) により定められており、組織法等は存在していない。

フランス政府の概要を図 1-11 に示す。

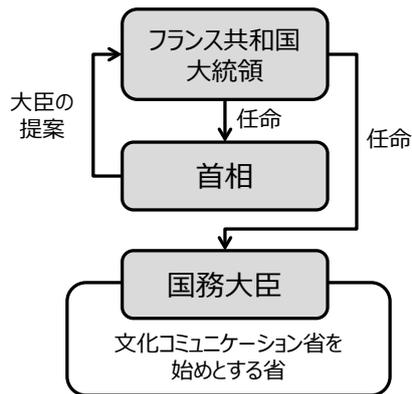


図 1-11 フランス政府機関の概要

SIAF は文化コミュニケーション省の一部局であり、AN は SIAF 配下の機関として位置づけられている。

(1) 公文書管理担当機関及び公文書館の権限・機能

SIAF 及び AN の権限については、2004 年に制定された文化遺産法典により定められている。文化遺産法典第二編では、政府記録の定義や保存、廃棄等について規定されている。

(2) 公文書管理担当機関の構成

文化コミュニケーション省には 5 つの総局が存在するが、政府記録管理については、文化遺産総局配下の SIAF が所掌している。

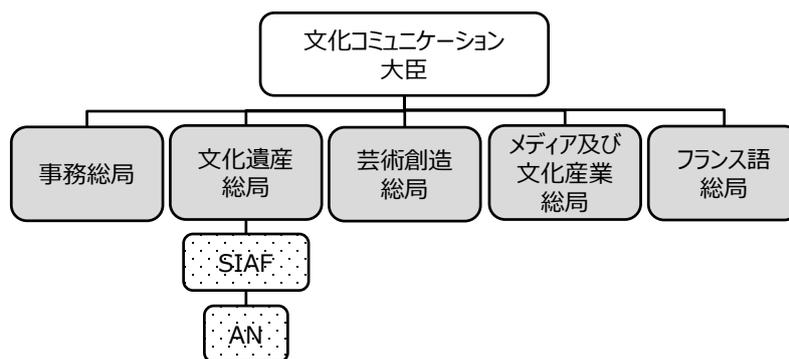


図 1-12 文化コミュニケーション省組織図¹⁰

SIAF は政府機関の記録管理に関する企画及び監督業務を担当しているほか、AN の予算や幹部職員の人事等を所掌している。

¹⁰ インタビュー時受領資料を基に、三菱総合研究所作成。2016 年 2 月現在の構成である。



図 1-13 SIAF 組織図¹¹

また、AN は AN 館長を中心に 4 つの局から構成されている。その業務は主に政府機関から移管された記録に関する保存と利用・閲覧サービスの提供である。

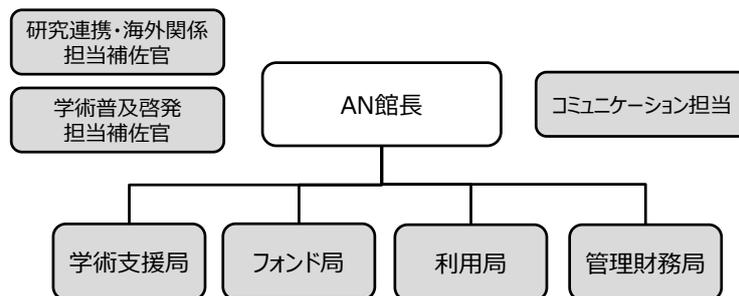


図 1-14 AN 組織図¹²

AN は、パリ館、フォンテーヌブロー館、ピエールフィット館の 3 館から構成される。

パリ館は、旧スービーズ侯爵邸を利用した施設であり、現在ではナポレオン三世以前の記録の保存と展示などが行われている。(図 1-15)

¹¹ 前掲(10)と同様。但し、先行研究である、小宮山敏和・大田由紀「フランスの公文書館制度及びフランス国立公文書館視察報告」(『アーカイブズ』第 52 号, 2014, 国立公文書館, P29 で引用されている内容から組織改編があった結果を反映している。

¹² 前掲(11)と同様。



図 1-15 パリ館（ソービーズ侯爵邸）¹³

フォンテーヌブロー館は、パリ市から 70 キロほど南東に位置するフォンテーヌブロー市に所在している建物であり、中間書庫の役割を果たして来たが、現在は建物の老朽化等により利用が制限されている。(図 1-16)



図 1-16 フォンテーヌブロー館¹⁴

¹³ 出典：(<http://www.archives-nationales.culture.gouv.fr/fr/web/guest/hotels-de-soubise-et-de-rohan>)

¹⁴ 出典：(<http://www.archives-nationales.culture.gouv.fr/fr/web/guest/site-de-fontainebleau>)

ピエールフィット館は、パリ市北部のサン・デニ地区に建設されたフランスの中央公文書館として最も新しい施設であり、フランス革命以降の政府記録と民間の資料を保存管理している。(図 1-17)



図 1-17 ピエールフィット館¹⁵

ANの職員数は、2014年12月31日現在、実員で505名である。そのトップであるAN館長は、後述のコンセルバトゥールと呼ばれる公文書管理のスペシャリストから任命される。

ANの一般職員は、フランスのほかの政府機関と同様、カテゴリAと呼ばれる幹部職員からカテゴリCの一般職員までの三種類に大別される。

フランスの公文書管理専門家の教育は、幹部公務員養成のための高等職業訓練校であるグランゼコールの古文書学院及び文化遺産学院により行われており、SIAF、ANの幹部職員はおおむねこれらの学校の卒業生である。

1.3.2 公文書管理制度の運用実態

(1) 文書評価選別事務の実態

フランスの評価選別事務は、各政府機関に派遣されたSIAFの記録管理の専門官ミッションネール(missionnaire)を中心に実施されている。

¹⁵ 出典：<http://www.culturecommunication.gouv.fr/Actualites/En-continu/Le-Centre-des-archives-nationales-de-Pierrefitte-a-l-avant-garde-de-la-performance-energetique>

このミッションネールは、コンセルバトール (Conservateur) である幹部職員であり、派遣先の職員を含めたミッションというチームを形成し、現用文書の管理や記録の評価選別を実施する。

ミッションネールの権限は強く、文書管理表と呼ばれる、業務により作成される記録の保存期間や期間満了後の措置について定めた書類の作成や、各政府機関から提出される記録の廃棄申請への許可等、各政府機関における記録管理全般に対して指導、助言、承認を行っている。

(2) 電子文書の整理や長期保存、民間保有文書の保護の実態

フランスにおいては、電子記録は文化遺産法典におけるアーカイブの定義に該当するため、原則として紙等の記録と同様の管理が行われる。

SIAF が電子記録の長期保存に関するガイドラインを発行し、長期保存の際に推奨されるフォーマット等について示している。また、SIAF 及び AN を中心に VITAM (Valeurs Immatérielles Transmises aux Archives pour Mémoire) と呼ばれる電子記録管理及び移管に関する技術研究が行われ、その成果は、ADAMANT (Administration Des Archives et de leurs Métadonnées aux Archives Nationales dans le Temps) と呼ばれる記録管理システムに活用され、現在実装及び試行が行われている。

民間保有記録については、AN は積極的に収集を行う方針であり、民間記録であっても重要なアーカイブについては、購入や寄贈等により収集活動を行っている。また、大統領記録等の保管に関連して、大統領の関係者等から私文書の寄贈を受けることもある。

(3) 口述記録（オーラルヒストリー）等

オーラルヒストリーについては、AN 内で特別に作成する部門などはなく、作成や収集に関する法的義務などは存在しない。

1.3.3 地方の公文書管理との関係

(1) 地方の公文書管理等との役割分担（法令等により規定された内容）

フランスは中央集権国家であり共和制国家であり、中央集権制が高く、地方の記録管理行政に対する中央の関与が高いことを特徴としている。

フランスでは、県の公文書館は県の予算と人員で運営されているが、館長は SIAF から派遣される国家公務員であり、記録の管理や廃棄に関する幅広い権限を有している。

(2) 地方の公文書管理等との連携の実態（法令や権力関係によらない協力）

法令によらない協力関係としては、AN は地方の公文書館の活動等について定期的な調査を行っており、地方における記録管理活動の推進を行っている。

1.4 ドイツ

ドイツは連邦制国家であり、連邦と地方の行政が明確に区分されている。連邦政府における記録管理については、BArch (Bundesarchiv (連邦公文書館)) が所管している。

BKM (Beauftragter der Bundesregierung für Kultur und Medien (文化メディア全権受任庁)) がBArchを所管し幹部人事や予算面の監督を行っている。

ドイツの連邦政府記録は、その保存期間が満了した後に、BArchの担当官により評価選別が実施され、最終的にBArchへ移管されるか廃棄されるかが判断されることとなる。

ドイツにおける評価選別の概要について図 1-18 に示す。

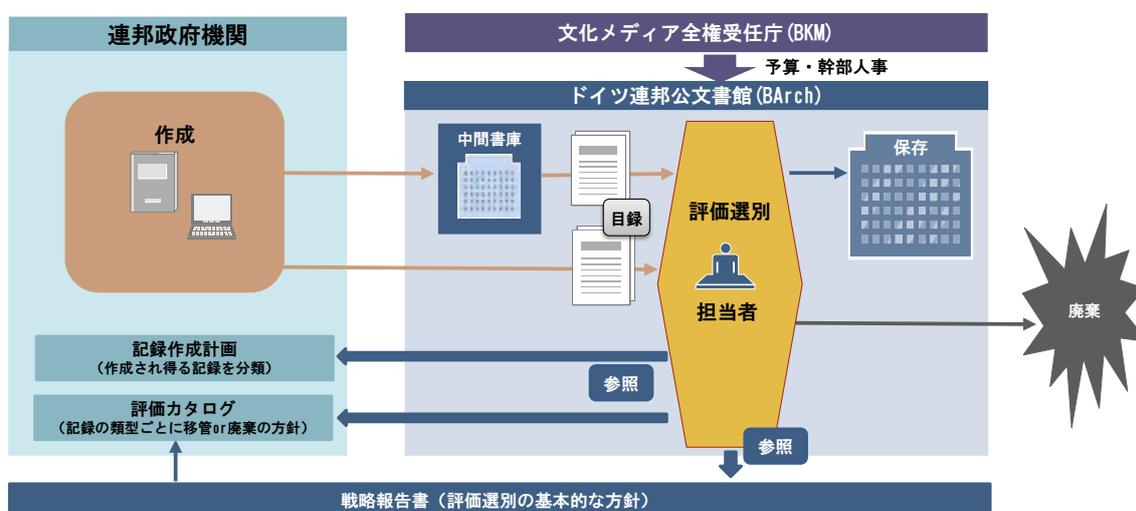


図 1-18 ドイツにおける評価選別システム

1.4.1 公文書管理担当機関及び公文書館の組織・体制

連邦政府の大臣は、連邦首相からの提案により連邦大統領から任命を受けるが、各連邦大臣の所掌事務については連邦首相が法律によらず決定することができるなど連邦首相に強力な権限が与えられている。

ドイツの連邦政府機関は、図 1-19 に示すとおり、連邦最高官庁を筆頭に連邦上級官庁、連邦中級官庁、連邦下級官庁と階層的に構成されている。

BKM は連邦最高官庁であり、BArch は連邦上級官庁である。

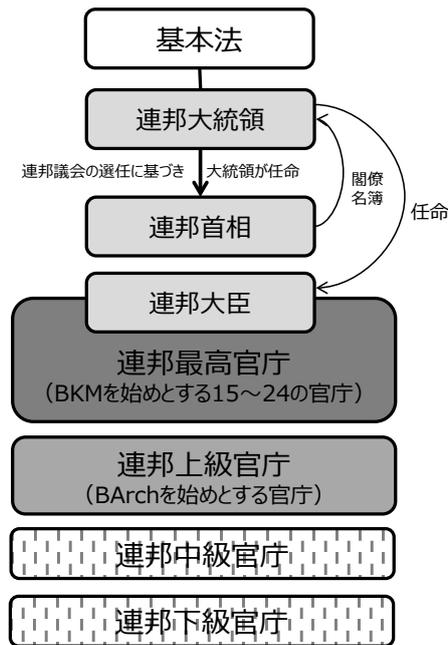


図 1-19 ドイツ連邦政府機関の概要

(1) 公文書管理担当機関及び公文書館の権限・機能

連邦政府における公文書管理行政は主に BArch により行われ、BKM は、予算編成や幹部人事等 BArch の組織管理を行っている。

BArch は、BArchG (Bundesarchivgesetz (連邦公文書館法)) を根拠法とし、連邦政府機関の記録の受入れ及び記録管理に関する助言等を行う責任を有している。

(2) 公文書管理担当機関の構成

図 1-20 に BKM の組織図を示す。図中、大臣、報道官、大臣参与はベルリンに所在し、事務局長以下の実務部門はボンに所在している。

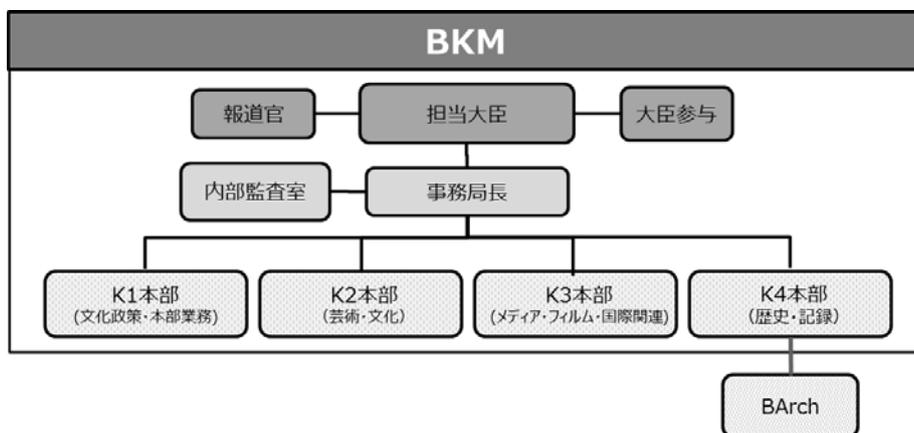


図 1-20 BKM 組織図

BArchは、BKMのK4本部の第3部に所掌されており、その長であるBArch館長を中心に図1-21のような局から構成されている。

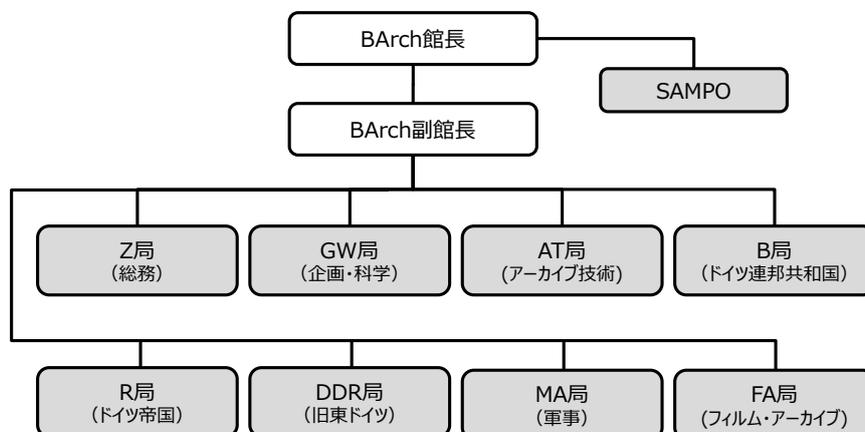


図 1-21 BArch 組織図¹⁶

BArchはドイツ南西部の地方都市コブレンツに所在する本館を始めとして9つの館から構成され、その機能も分散している。図1-22に所在地を示す。



図 1-22 BArch 所在地及び各館の特徴¹⁷

¹⁶ 次の資料を基に、三菱総合研究所作成。(https://www.bundesarchiv.de/imperia/md/content/bundesarchiv_de/ueberuns/organisation/organigramm_01_03_2016.pdf)

コブレンツ本館は、BArch の本部としての中枢機能を担いつつ、ボン地区にある連邦政府機関の記録の受入れと評価選別、移管された記録の収蔵等を行っている。(図 1-23)



図 1-23 BArch コブレンツ本館¹⁸

ベルリン・リヒターフェルデ館は、コブレンツと並ぶ BArch の主要な拠点であり、コブレンツ本館と同規模の職員数である。ベルリン・リヒターフェルデ館には従来の施設に加え、2014 年に新館が竣工している。調査時は書庫が既に供用されていたが、新聞覧室や展示室は準備中であった。(図 1-24)

¹⁷ 次の資料等を基に、三菱総合研究所作成。(http://jensites.com/bbr/site/index.php?cat=ba&page=ba_03&lang=en)

¹⁸ 出典：現地調査時に、三菱総合研究所撮影。



図 1-24 ベルリン・リヒターフェルデ館（事務棟）¹⁹

BArch の 2015 年の職員数は合計 687 名である。BArch 館長のポストは公募であるが、後述の公文書高等官であることが条件であり、基本的に BArch 等に勤務する幹部職員が志願し、面接等を経て BKM に選任されることとなる。

BArch の一般職員は、ほかの連邦政府機関の一般職員と同様、ラウフバーンと呼ばれる区分によって分けられており、総合大学卒業相当の学歴を有する高等官、専門大学卒業相当の学歴を有する上級官等の採用が行われている。

公文書高等官は採用試験に合格後、公文書高等官試補として採用され、前述のマールブルク公文書学校等での研修を受けるとともに公文書専門職としての国家資格試験に合格することにより正式に公文書高等官として採用されることとなる。これは、上級官についてもほぼ同様である。

1.4.2 公文書管理制度の運用実態

(1) 文書評価選別事務の実態

ドイツにおいては、原則として、全ての政府記録が政府機関から BArch に提供されなければならないことが連邦公文書館法に義務付けられている。その上で、提供された記録が永続的に保存すべき価値を有するか否かを決定する権限が BArch に与えられている。

¹⁹ 出典：現地調査時に、三菱総合研究所撮影。

BArchの担当官が評価選別を行うに当たっては、まず初めに、当該連邦政府機関がどういった記録を職務上作成するかについて、記録作成計画（Aktenplan）を参照しながら分析する。そのうえで、評価カタログ（Ressortübergreifender bewertungskatalog）を参照しながら目録を確認し、評価選別を行っている。

(2) 電子文書の整理や長期保存、民間保有文書の保護の実態

BArchが連邦政府機関から受け入れる記録については、連邦公文書館法においてその定義が明確に定められており、電子的な記録も含まれる。

表 1-2 BArchにより推奨される長期保存フォーマット²⁰

フォーマット名	用途
PDF/A	ドキュメントの長期保存フォーマット
TIFF	画像長期保存フォーマット
CSV	データベース用長期保存フォーマット
XML	

電子記録の長期保存については、BArchが電子的な記録の移管を受け入れる際のフォーマットとして、他国でも一般的に使用されているものが長期保存用として推奨されている。また、ドイツでは電子中間書庫と呼ばれるBArchが所管する電子記録の保管システムが試行運用されている。

民間記録の収集については、BArchなどでは積極的な取組は行われていない。著名な政治家等の記録について、寄贈を受けることもある。

(3) 口述記録（オーラルヒストリー）等

BArchでは、オーラルヒストリーについて組織的、体系的な取組による収集はこれまで行われていなかったが、今後取り組むべき重要課題として認識されており、試行的な取組が始まっている。

1.4.3 地方の公文書管理との関係

(1) 地方の公文書管理等との役割分担（法令等により規定された内容）

ドイツは連邦制国家であるため、連邦政府と州以下の公文書館は互いに独立した関係にある。

²⁰ BArch HP (<https://www.bundesarchiv.de/fachinformationen/00895/index.html.de>)

(2) 地方の公文書管理等との連携の実態（法令や権力関係によらない協力）

BArchは地方の公文書館等との連携のためKLA（Konferenz der Leiterinnen und Leiter der Archivverwaltungen des Bundes und der Länder（連邦及び州公文書館長会議））と呼ばれる会議を年に二回開催しており、相互の親和性を高める取組を行っている。